

# 第27回 法廷だより

2019年1月22日、第27回頭弁論期日が札幌地裁で開かれました。

## 曇天の下 傍聴席は満員

2019年1月22日午後2時00分より札幌地裁で、第27回頭弁論期日が開かれました。傍聴席は抽選となり、今回も満席となりました。

今回の期日では、原告の意見陳述の後、弁護団から、積丹沖の海底活断層の特定に関する準備書面(35)、原発敷地内に存在するF-1断層が活断層であるという主張に基づく敷地内の地層の年代の特定について主張する準備書面(36)と、主張に沿う証拠を提出しました。準備書面(36)に関連して、小野有五教授、宮尾正大教授が監修した、地層の堆積、段丘の形成の様子をモデル化したアニメーションの上映を行いました。

被告からは、ディーゼル発電機の保管状況等について原告がした求釈明に対する回答



## 原告意見陳述

として準備書面(16)が提出されました。

原告の意見陳述は、尾関敏明さんが行いました。原発問題を生命倫理の問題としてとらえるべきだとしつつ、東日本大震災前に電機メーカーに勤めた。

めていた経験を踏まえ、避難経路の確保ができない可能性や被曝を防ぐことができないこと、廃棄物の処理の問題や海底活断層の存在など理由から再稼働をすべきではないこと、他のエネルギーで代替すべきことを主張し、廃炉を訴えました。(意見陳述の内容は2ページ。)

## 弁護団の主張内容

準備書面(35)は、被告が主張する「積丹半島北西沖に仮定する活断層」が原告の主張とは異なる一方、原告の主張する活断層が変動地形学的手法に基づき実際の海底地形に沿って認定されたものであり、詳細は原告準備書面(27)のとおりであると主張しました。

準備書面(36)は、証拠として提出した動画の内容を書面化したものです。敷地内断層(F-1断層)に関する争点が、F-1断層が入っている地層が33万年前の地層であることを地形発達史との関連で確定し、さらにその上の地層が12・5万年前以降の地層であることが検証できれば、それが「活断層」と認定できる

ことであるのを確認しました。その上で、動画に沿って海底が地震により隆起する仕組みや世界的な温暖期・氷河期の繰り返しによる海面の上昇・低下で地層が形成される過程等を説明し、F-1断層が少なくとも33万年前の地層の堆積後に活動しており、12・5万年前以降の活動も否定できないことを主張しました。

## 今後の予定等

裁判所から、次回期日に異動で裁判体の構成が変わったため、中心的な争点である敷地内断層及び積丹半島沖の海底活断層に関する主張の骨子のメモの作成を要請されました。

次回期日は、2019年5月13日(月)午後2時00分からです。(なお、次々回は2019年8月20日(火)午後2時00分と予定されています。)

次回もたくさんの方に傍聴においていただき、ともに廃炉への意志を表明していくましょう。

(文責) 佐々木泰平